

1 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 地域主権戦略大綱の策定・推進に当たっては、地方の自主性・自立性を高めるものとなるよう、地方からの提案等を最大限踏まえること。
- (2) 義務付け・枠付けの見直しについては、地方の自由度の拡大に向けて、地方分権改革推進委員会の勧告で示された全ての事項について、速やかに見直しを進めること。
また、地域主権推進一括法を受けて、施設・公物設置管理の基準に関する政省令等を制定する際には、条例制定の実質的な余地が確保されるよう、必要最小限の基準とするとともに、条例制定を円滑に行うため、政省令等の早期制定及び積極的な情報提供に努めること。
- (3) 国と地方の協議の場においては、政策の企画立案の早い段階から、分科会を活用して十分に協議するなど、国と地方が対等な立場で実質的な協議ができる運営を行うこと。
- (4) 地方税財源の拡充は、税源移譲を基本に進め、あわせて、法定率の引き上げなど、地方交付税の充実強化を図ること。なお、現行の国庫補助負担金の一括交付金化を進めるに当たっては、社会保障、教育、社会資本整備等、地域が必要とする事業が着実に実施できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、安易に財政調整機能を持ち込まないこと。
- (5) 直轄事業負担金制度については、制度廃止に向けた具体的な手順等を示し、平成25年度までの早い時期に廃止をすること。
その際には、地方との協議を引き続き十分に行い、地方からの意見をしっかりと反映させること。
- (6) 道州制を分権改革の究極の姿として位置づけ、そのあるべき姿について検討を行うこと。

(背景)

- 第174回国会では、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しの地方要望分を中心とした「地域主権推進一括法案」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」が提出された。

○ 今後、「さらなる義務付け・枠付けの見直し」及び「基礎自治体への権限移譲」に関する計画、「国の出先機関改革」及び「一括交付金化」の基本的考え方などを盛り込んだ、地域主権戦略大綱の策定が予定されている。

こうした地域主権改革が、地方の自主性・自立性を高め、住民本位の行政へとつながる取組となるようにしていく必要がある。

○ 道州制については、「道州制ビジョン懇談会」が廃止される一方、昨年12月に、総務省と日本経団連の間で、道州制について意見交換するタスクフォース（作業部会）が設置されている。

道州制の目的は、この国のかたちを住民本位の行政に変えていくところにあることから、分権改革の究極の姿としての位置づけを明確にした上で、国民的議論を活発化する形で検討される必要がある。

(参 考)

今後の地方分権改革の動向

